

議案第38号

建設工事請負変更契約の締結について

次のとおり建設工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び日野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月22日提出

日野町長 埴 田 淳 一

記

- | | |
|-----------|------------------------------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 日野町デジタル防災行政無線施設整備工事 |
| 2 契約の方法 | 既定請負者と変更契約 |
| 3 変更前工期 | 令和3年3月26日 |
| 4 変更後工期 | 令和3年7月30日 |
| 5 変更前契約金額 | 金 221,718,200円 |
| 6 変更後契約金額 | 金 262,446,800円 |
| 7 変更による増額 | 金 40,728,600円 |
| 8 契約の相手方 | 鳥取県鳥取市西品治字田島前ノ二816番地1
株式会社 中電工 鳥取統括支社
執行役員支社長 二反田 正克 |

工 事 変 更 概 要 書

I. 工事内容

本工事は、災害時や平常時に迅速かつ的確な情報伝達手段を確保し、住民の安心安全な暮らしを守るため、平成18年より運用してきた防災行政無線設備を更新するものである。なお、防災行政無線設備は、親局設備、中継局設備、再送信子局設備、屋外拡声子局設備及び戸別受信機設備にて構成される。

II. 変更理由

- (1) 落雷等による機器の故障を防ぐための接地棒（避雷針）について、設置場所の詳細な土質調査を行ったところ、再送信子局3局（板井原、久住、諏訪）及び屋外拡声子局3局（下榎、黒坂、上菅）において、接地抵抗値の基準値（A種10Ω以下、D種100Ω以下）を超えており、当初の接地棒本数ではこの基準を満たさないため、材料の変更や本数の追加、ボーリング工事等の追加工事を行う。
- (2) ダイポールアンテナ納入遅延による宅内への戸別受信機設置工事の遅れ及び増工により工期内完成が見込めないため工期を延長する。